

## 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を次のとおり定めます。当社は、本基本方針に基づき内部統制システムを適切に構築し運用するとともに、その構築・運用状況を定期的に評価し、必要な改善を図ることにより、より一層実効性のある適正な内部統制システムを構築・運用していきます。

### ●取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、取締役および使用人が、法令、定款、諸規程および社会規範を遵守した行動をとることとし、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しています。
- (2) 当社では、取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施することにより、社内のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- (3) 当社では、法令等に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促すことにより、社内のコンプライアンスに関する問題の早期発見・解決を図っています。
- (4) 当社では、内部監査の実施を通じて、経営管理の状況をモニタリングすることにより、その適法性および適正性を確保します。
- (5) 当社では、暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

### ●取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、取締役会、その他重要な会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報等について、文書等の情報管理に関する規程の定めにより、適切に管理しています。

### ●損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、総合的なリスク管理に関する規程を定めるほか、リスクコンプライアンス委員会によるリスクコンプライアンスチェックを通じて、リスク要因を認識し、必要なリスク対策を立案して実施することにより、リスクマネジメントを実施しています。

### ●取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めています。また事業計画において経営指標を掲げ、経営の効率化に努めています。

●**企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社では、子会社の経営管理に関する規程を定め、子会社の経営管理につき一定の事項を当社の承認事項または当社への報告事項としつつ、その自主性を尊重し、相互の利益を増進しています。また子会社に対して、内部監査を実施することにより、子会社の経営管理の状況をモニタリングし、適切な指導・支援を行います。

●**監査役職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社では、監査役は、管理部門の使用人に監査業務に必要な事項を指示するものとし、監査役から指示を受けた使用人は当該指示に関して、取締役および上長等の指揮命令を受けないものとします。また当該使用人の人事異動、評価等については、監査役の意見を聴取し、尊重します。

●**取締役および使用人が監査役に報告をするための体制に関する事項**

当社では、取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項、社内のコンプライアンスに関する問題、経営に損害を及ぼす恐れのある事象のほか、内部監査の結果や内部通報制度による通報の状況についても、遅滞なく報告します。

●**監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項**

当社では、取締役および使用人が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。

●**監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社では、監査役職務の執行について生ずる費用は、監査役からの請求に基づき速やかに処理します。

●**その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社では、監査役は、業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに重要な会議に出席し、監査の実施にあたり必要と認める場合は、公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用します。

2022年9月22日 制定